

磐梯町農業委員会 2 月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和 3 年 2 月 1 9 日（金）午後 3 時 0 0 分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

1 7 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 1 2 番 加藤 健一

会長職務代理者 1 1 番 田中 重博

委 員

2 番 鈴木 翼 4 番 前田 諭志 5 番 川井 信之

7 番 遠藤 充孝 8 番 上野 庄市 9 番 田中 茂

1 0 番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1 番 卯月 宏次 2 番 鈴木 一功 3 番 鈴木 照喜

4 番 加藤 正己 5 番 鈴木 庄次

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

1 番 金田 未樹 3 番 佐藤 栄祐 6 番 鈴木 勇一

農地利用最適化推進委員

な し

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 1 8 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第 1 9 号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

議案第 2 0 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

議案第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

磐梯町農業委員会総会規約第7条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 2番 鈴木 翼 委員

議席 4番 前田 諭志 委員

議長

日程第2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

事務局説明に対して質問・意見を図り異議無しの声多数により、承認されました。

議長

日程第3 議案第18号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借） 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和3年2月19日提出。

では、1番から説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇9番地 畑 農振農用地 面積650㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は4,000円であります。期間につきましては、令和3年3月1日から令和8年8月28日までということになります。続きまして、2番です。大字〇〇字〇〇3番地外計3筆 田 農振農用地 面積4筆の合計は10,613㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は1年、10アール当り賃借料は10,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までということになりますので、以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第18号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借） 承認することに決定いたしました。

議長

日程第4 議案第19号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式） 事務局に説明を求めます。なお、9番 田中 茂 委員は1番審議中の退室をお願いいたします。

事務局

日程第4 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和3年2月19日提出。

一括方式ということですが、まず所有者が農地中間管理機構に貸付をします、そして農地中間管理機構から耕作者が借受をするということで、それを一括で承認をいただくということです。まず、1番から説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇44番地外1筆 田 農振農用地 面積2筆の合計は2,920㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は田、10アール当り賃借料は9,000円であります。期間につきましては、10年2ヶ月ということになりますので、以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第19号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）の1番を承認することに決定いたしました。

議長

議案第19号 1番の審議が終わりましたので、9番 田中 茂 委員は入室して下さい。

では、議事を再開いたします。引き続き2番から9番まで事務局から説明を求めます。

事務局

では、引き続き2番から説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇96番地 畑 農振農用地 面積合計は454㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇

〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は田、10アール当り賃借料は3,000円であります。期間につきましては、10年2ヶ月ということになります。続いて、3番について説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇5番地 田 農振農用地 他 計18筆面積合計は、26,828㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は田、10アール当り賃借料は12,000円であります。期間につきましては、10年2ヶ月ということになります。

続いて、4番について説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇84番地 田 農振農用地 他 計10筆面積合計は19,843㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は畑、10アール当り賃借料は3,000円であります。期間につきましては、10年2ヶ月ということになります。

続いて、5番について説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇106番地 畑 農振農用地 面積合計は599㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は畑、10アール当り賃借料は3,000円であります。期間につきましては、10年2ヶ月ということになります。

続いて、6番について説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇86番地 田 農振農用地 面積合計は1,000㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は畑、10アール当り賃借料は12,000円であります。期間につきましては、10年2ヶ月ということになります。

続いて、7番について説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇92番地 畑 農振農用地 面積合計は611㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は畑、10アール当り賃借料は3,000円であります。期間につきましては、10年2ヶ月ということになります。

続いて、8番について説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇82番地 田 農振農用地 面積合計は2,509㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は畑、10アール当り賃借料は12,000円であります。期間につきましては、10年2ヶ月ということになります。

続いて、9番について説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇78番地 田 農振農用地 面積合計は2,058㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は畑、10アール当り賃借料は12,000円であります。期間につきましては、10年2ヶ月ということになります。

以上 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

〇〇〇〇〇が借受けする案件について、田と畑が両方ある場合の賃借料は3,000円になっているが表記上間違いないのか。全て畑で3,000円でいいのか。

事務局

地目で田が含まれていますが、こちらは利用目的が畑ということで一括で3,000円という契約内容になっております。

議長

他に何か質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第19号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式) 承認することに決定いたしました。

議長

日程第5 議案第20号 農用地利用配分計画案の意見について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第20号 農用地利用配分計画案の意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、下記農用地利用配分計画案について意見を求める、令和3年2月19日提出。

こちらについては、先ほどの一括方式とは違い、すでに農地中間管理機構を通して違うところに貸付をしていたところですが、今回貸付先が変更になるということになります。

では、説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇1番地外9筆 田 農振農用地 面積10筆の合計は20,733㎡、内容は転貸、利用権設定をする者は〇〇〇〇、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇に今回変更となります。農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は

田、10アール当り賃借料は12,000円であります。期間につきましては、6年11ヶ月ということになりますので、以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

5番 川井 信之 委員

期間の6年11ヶ月は、前の方との契約を止めた分の途中の期間ということか。

事務局

そのとおりです。通常、農地中間管理機構をに貸付ける際は10年以上という基準がありますので、この前に借受けしていた方との存続期間ということになります。

議長

他に何か質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第20号 農用地利用配分計画案の意見について 承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局からの説明を求めます。

事務局

日程第6 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める、令和3年2月19日提出、1件でございます。今回の申請地は大字〇〇字〇〇1764番地、地目は畑、面積は165㎡、権利種別は3条有償移転、譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏、売買の価格でございますが、25万円 10アールあたりにしますとこのような金額になります。詳細については、資料1をご覧くださいと・・・・・・・・・・となります。以上で説明を終わります、ご審議お願いいたします。

議長

紹介委員の遠藤 充孝 委員より説明を求めます。

7番 遠藤 充孝 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、12日に私と事務局長、係長と現地確認をしましたが、現在雪で詳細は確認できなかったところではありますが、本人は、隣接地番にも作業小屋を新築したところであり、使用する上でその隣の農地を売買してほしいとのことであると思われまれますので、審議のほどお願いいたします。

議長

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 質問・意見ございませんか。

議長

これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第7 その他について、事務局に説明を求めます。

事務局

今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・次回定例会については、3月19日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他皆様から質問・意見ございませんか。

(質疑なし)

議長

事務局からその他何かございますか。

事務局

では、事務局からでございますが、令和3年度に向けての色々な町の対策、新規の事業を含めてのお知らせということでチラシを作成しました。こちらのチラシは、本日農事実行組合長会議で説明し各地区に周知をしたいと思います。

まず「飼料用米に取り組みましょう！」というものでございます。これは飼料用米の支援策ということで・・・・・・・・ということでもあります。次に「磐梯町で新規就農をお考えの皆さん!!」についてですが、これは・・・・・・・・ということでもあります。次に「令和3年度磐梯町農産物ブランド確立事業募集案内」でございます。これは継続事業でありまして・・・・・・・・ということでもあります。最後に農業委員会から「磐梯町から荒廃農地をなくそう!」でございます。これは前回の定例会で要綱についてもお話しているところではありますが・・・・・・・・新規の補助事業ということでもあります。これは利用権設定や農地中間管理機構を利用する場合に対象とするということで行っていきたいと考えております。以上でございますのでよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他皆様から質問・意見ございませんか。

5番 川井 信之 委員

荒廃農地を解消した場合に、その農地を何年使ってほしいというのはあるのか。

事務局

最低10年以上使うという条件を付けております。

議長

他に何か質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

荒廃農地をなくそうということでチラシが作られているが、今見直しをしている農振地域計画策定期間でもあるし、我々は農地パトロールも行っている中で、単発で事業を行っても繋がらないような気がする。まずは部落で情報提供をして、話し合う場を設けるとか、鳥獣害対策もこれらに絡んでくる訳だし、区長や農事組合長へ実態を伝えることも必要ではないか。

事務局

今年度農振地域の見直しが始まっていますが、本来であればアンケート調査をする前に地区座談会を行って課題や農地の現況を伺いながら意向調査を行ってこれからの計画に反映させていきたいと思いますという流れではあるんですが、まずそこがコロナの影響でできていないというのが一番大きな部分であるのかと思っております。現在意向調査の最終集計を行っているところでありまして、3月の協議会で意向調査の内容を含め説明していきたい。

11番 田中 重博 委員

4月からこのチラシがまわっても、荒廃農地どこかというのを地図の中で色分けして閲覧できるようにしておくというのも必要ではないか。

事務局

30万円上限が黄色判定で、10万円上限については農業委員の現況確認調査員に見てもらって立会いして確認していきたいと考えています。

議長

他に何か質問・意見ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

荒廃農地については、現況確認調査員に任せるばかりではなく、その地区の農業委員が現地を歩いて町に報告するというのも当然必要であると思うが。

事務局

その際にはお願いすることもあると思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

他に何か質問・意見ございませんか。

9番 田中 茂 委員

米の価格は全国的に6%程度マイナスとなっていて厳しい状況である。また、荒廃農地の現地調査については、ドローンを使って現地を撮影し現況を部落の人に見せるといったことも必要ではないか。鳥獣害対策は、電気柵を張った周りが被害にあっているので広域化が必要ではないか。

事務局

電気柵設置については、源橋地区が進めているところです。本寺地区についても現在進め

ているところであります。また、除伐・間伐を行う里山林事業も本寺地区は取り組んでいこうということで電気柵と併せて進めているところであります。人・農地プランの実質化についても源橋地区については、話し合いを進めてきて年度内に実質化できればというところまできています。上西連地区は、人・農地プラン実質化についても積極的に動いてきているところであり、地区の役員の方含めて進めていただければと思います。

議長

（質疑ないので）以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午後 3 時 3 5 分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

議長（会長）

署名人

署名人